

北方町いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月 1 日

1. 趣旨

この方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものとする。

2. 基本理念

- (1) いじめは、どの児童生徒にも起こりうる問題であることを踏まえ、全ての児童生徒に対し、互いの人格を尊重し、いじめは決して許されないことであることの理解の徹底を図る。
- (2) いじめの早期発見のため、学校、家庭、地域が連携して、積極的にいじめを認知する。
- (3) いじめを認知したときは、教育委員会及び学校は、被害児童生徒の立場に寄り添い、安全を確保するとともに、加害児童生徒に対し事情を確認し、適切な指導をする。

3. 町の責務

いじめの防止、早期発見及び解決を図るために必要な施策を講じる。

4. 学校及び教職員の責務

- (1) 学校全体で、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- (2) いじめを認知したときは、その解決に向け、速やかに対策を講じ、解決後も継続した見守り続ける。
- (3) いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、公表する。

5. 保護者の責務

- (1) 子どもとの対話を大切にし、いじめは許されない行為であることを教えるよう努めるとともに、子どもの様子や行動の変化に注意し、いじめの早期発見に努める。
- (2) いじめが発覚したときは、学校等と連携し解決するよう努める。

6. いじめ問題対策連絡協議会

- (1) 法第 14 条第 1 項の規定により、いじめの防止等に関係する機関、及び団体の連携を図るため、北方町いじめ問題対策連絡協議会を置く。
- (2) 委員は、「関係行政機関の職員」「学識経験を有する者」「各種団体等が推薦する者」「教育委員会及び教育委員会の所管する学校の職員」のうちから教育委員会が選任する。
- (3) 委員の任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとする。
- (4) 協議会に会長を置き、委員の中から教育委員会が指名する者をもって充てる。
- (5) 協議会の会議は、年 2 回定期的に行う他、必要と認められるときに開催する。
- (6) 重大事態発生時は、教育委員会が委員に依頼し調査機関を設置する。
- (7) 協議会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

7. いじめ問題調査委員会

- (1) 法第 30 条第 2 項に規定する調査を実施するため、北方町いじめ問題調査委員会を置く。
- (2) 委員は、「弁護士」「医師」「学識経験を有する者」「総務課職員」のうちから町長が選任する。
- (3) 委員の任期は、2 年とする。

- (4) 委員会の会議は、教育委員会における重大事案の調査結果について、再調査が必要であると認めるときに開催する。
- (5) 委員は、自己又は3親等以内の親族に関する議事には加わらないとともに、職務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。
- (6) 委員会の庶務は、総務課において処理する。

8. 学校いじめ防止等対策推進会議

- (1) 法第22条の規定により、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、各町立学校に、学校いじめ防止等対策推進会議を置く。
- (2) 推進会議は、「学校基本方針の策定、実施及び検証」「いじめに係る相談体制の整備」「いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有」「いじめの認知」「被害児童等及びその保護者の支援並びに加害児童等の指導及びその保護者への助言」「学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動」などを行う。
- (3) 学校いじめ防止等対策推進会議は、「当該学校の校長」「当該学校の校長が指名する当該学校の教職員」「その他、当該学校の校長が適当と認める者」で組織する。
- (4) 推進会議に委員長を置き、当該学校の校長をもって充てる。
- (5) 推進会議は、学期ごとに定期的に行う他、必要と認められるときに開催する。

9. 重大事態への対処

- (1) 校長は、当該学校に在籍する児童等に重大事態が発生したときは、直ちに教育委員会にその旨を報告しなければならない。
- (2) 教育委員会は、前項に規定するとき又は児童生徒若しくは保護者から重大事態に該当する事実があったと申立てを受けたときは、法第30条第1項の規定によりその旨を町長に報告するとともに、法第28条第1項の規定により当該重大事態に係る調査を開始するものとする。
- (4) 教育委員会及び市立学校の校長は、法第28条第2項の規定により、被害児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童生徒及び関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。
- (5) 教育委員会は、重大事態に係る調査の結果を、速やかに町長に報告しなければならない。この場合において、教育委員会は、被害児童生徒又はその保護者が当該重大事態に係る被害児童生徒又はその保護者の所見を当該調査結果に添付することを希望するときは、当該所見を記載した文書の提供を受け、当該文書を調査結果の報告書に添付し、町長に送付するものとする。
- (6) 町長は、被害児童及びその保護者に対し、法第30条第2項に規定する調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童生徒その他の関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。

10. 町長及び教育委員会の連携

町長及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行うものとする。